

2019年ゴールデンウィーク期間中の診療体制について

先般、「天皇の即位の日」となる2019年5月1日が祝日となり、「国民の祝日に関する法律」により4月30と5月2日が休日となり、10日間連続の休日となります。

当院においては、通院治療中の患者さんの診療に影響がないよう、当該期間中の4月30日（火）と5月2日（木）は平常どおり診療を行います。何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

<GW中の診療スケジュール>

4月27日 （土）	4月28日 （日）	4月29日 （月）	4月30日 （火）	5月1日 （水）
休診日	休診日	休診日 （昭和の日）	通常診療	休診日 （即位の日） （当院創立記念日）

5月2日 （木）	5月3日 （金）	5月4日 （土）	5月5日 （日）	5月6日 （月）
通常診療	休診日 （憲法記念日）	休診日 （みどりの日）	休診日 （こどもの日）	休診日 （振替休日）

※なお、健診センターは休日となります。